



埼玉県報

号外第30号
令和元年(2019年)
11月14日
木曜日

目次

告示

- 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第11条第4項に基づく知事指定薬物の指定の告示(薬務課)

告示

埼玉県告示第六百六十二号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和元年十一月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 知事指定薬物

- イ ー（ベンゾフラン―六―イル）―*N*―エチルプロパン―二―アミン（通称名六―EAPB）及びその塩類
- ロ ー（ベンゾフラン―四―イル）―*N*―エチルプロパン―二―アミン（通称名四―EAPB）及びその塩類
- ハ （二―シクロヘキシルメチル―*H*―インドール―三―イル）（ナフタレン―一―イル）メタノン（通称名NE―CHMIMO、JWH―〇―一八 cyclohexylmethylderivative、CHM―〇―一八）及びその塩類

二 効力発生の日

令和元年十一月十五日